

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月31日

【会社名】 片倉チッカリン株式会社

【英訳名】 Katakura Chikkarin Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村 豊

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

【電話番号】 東京(5216)代表6611番

【事務連絡者氏名】 執行役員経本部長 清水 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

【電話番号】 東京(5216)代表6611番

【事務連絡者氏名】 経理部長 寺井 正典

【縦覧に供する場所】 片倉チッカリン株式会社関東支店  
(千葉県袖ヶ浦市北袖13番地)  
片倉チッカリン株式会社名古屋支店  
(愛知県名古屋市港区船見町6番地)  
片倉チッカリン株式会社関西支店  
(兵庫県姫路市飾磨区細江1050番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

片倉チッカリン株式会社（以下「片倉チッカリン」といいます。）は、平成27年2月17日開催の取締役会において、コープケミカル株式会社（以下「コープケミカル」といい、片倉チッカリンと併せて「両社」といいます。）との間で、平成27年10月1日（予定）を効力発生日として、片倉チッカリンを存続会社とする合併（以下「本合併」といいます。）により両社が対等の精神に基づき経営統合すること（以下「本経営統合」といいます。）を定めた統合基本合意書（以下「本統合基本契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本統合基本契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、平成27年3月31日開催の当社取締役会において、コープケミカルとの合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し、同日、本合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

- (2) 本合併の目的
- (3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容
- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

（訂正前）

- (2) 本合併の目的  
本経営統合の推進体制  
今後、両社は、合併委員会（仮称）を設置して、本経営統合後の組織体制・運営等を具体的に協議・検討してまいります。
- (3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容  
その他の本統合基本契約の内容  
合併契約を平成27年3月下旬に締結し、合併期日（効力発生日）は同年10月1日を予定しております。
- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	片倉コープアグリ株式会社（英文名：Katakura & Co-op Agri Corporation）
本店の所在地（予定）	東京都千代田区
代表者の氏名（予定）	代表取締役会長 小池一平（現・コープケミカル取締役社長） 代表取締役社長 野村 豊（現・片倉チッカリン代表取締役社長）
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	肥料事業、飼料事業、化成品事業、不動産事業、化粧品事業、その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項はコープケミカルと別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(2) 本合併の目的

本経営統合の推進体制

今後、両社は、合併委員会にて、本経営統合後の組織体制・運営等を具体的に協議・検討してまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

その他の本合併契約の内容

合併契約を平成27年3月31日に締結し、合併期日(効力発生日)は同年10月1日を予定しております。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	片倉コープアグリ株式会社(英文名:Katakura & Co-op Agri Corporation)
本店の所在地(予定)	東京都千代田区
代表者の氏名(予定)	代表取締役会長 小池一平(現・コープケミカル取締役社長) 代表取締役社長 野村 豊(現・片倉チッカリン代表取締役社長)
資本金の額	4,214百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	肥料事業、飼料事業、化成品事業、不動産事業、化粧品事業、その他事業

なお、コープケミカルとの間で、平成27年3月31日に締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合併契約書

片倉チッカリン株式会社(以下「甲」という。)及びコープケミカル株式会社(以下「乙」という。)は、甲及び乙の合併に関して、2015年3月31日(以下「本締結日」という。)付で次のとおり合併契約書(以下「本合併契約書」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、対等の精神で合併することとし、本合併契約書に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、会社法第749条に定める吸収合併をする(以下「本合併」という。)

第2条(当事会社の商号及び本店所在地)

1. 甲及び乙の商号及び本店所在地は、次のとおりである。

(1) 甲(吸収合併存続会社)

商号 片倉チッカリン株式会社

本店所在地 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

(2) 乙(吸収合併消滅会社)

商号 コープケミカル株式会社

本店所在地 東京都千代田区一番町23番地3

2. 甲及び乙は、本合併が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)以降の甲(本効力発生日以降の甲を、以下「本合併会社」という。)の商号及び本店所在地を置く特別区を以下のとおりとする。

商号 片倉コープアグリ株式会社

(英文名記はKatakura & Co-op Agri Corporation)

本店所在地 東京都千代田区

### 第3条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項等）

甲は、本合併に際し、第6条に定める本効力発生日の前日時点における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株式を除く。）1株につき、甲の普通株式0.275株の割合をもって割当交付する。

### 第4条（資本金及び準備金等の額に関する事項）

1. 本合併により増加する資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 : 0円
- (2) 資本準備金 : 0円
- (3) その他資本剰余金 : 会社計算規則第35条第1項に定める株主資本等変動額
- (4) 利益準備金 : 0円
- (5) その他利益剰余金 : 0円

2. 甲及び乙は、本合併の手續上の必要が生じた場合その他事由により、両者協議の上、前項に規定した資本金及び準備金等の額を変更することができる。

### 第5条（本合併の承認総会等）

1. 甲及び乙は、それぞれ2015年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本合併その他本合併に必要な事項について、承認を得るものとする。但し、甲及び乙は、合併手續進行上の必要性、独占禁止法上の手續その他の事情により日程調整が必要と認められた場合には、本株主総会に代えて、両社が別途合意する時期に株主総会をそれぞれ開催し、当該株主総会において上記の承認を得ることができる。
2. 甲及び乙は、法定の備置書類等の作成・備置など、本合併に必要な会社法上の手續を、誠実に協力して適時に行うものとする。

### 第6条（本合併の効力発生日）

1. 本効力発生日は、2015年10月1日とする。
2. 甲及び乙は、合併手續進行上の必要性、独占禁止法上の手續その他の事情により、本合併を前項の本効力発生日に実現することが困難であると認められた場合には、合意により前項の本効力発生日を変更することができる。

### 第7条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、本効力発生日現在における乙の全ての資産、負債及び権利義務を承継する。

### 第8条（本効力発生日までの事業の遂行）

甲及び乙は、本締結日から本効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、本合併契約書において規定又は予定されている事項を除き、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（配当、大規模な資金調達、株式の発行、自己株式の処分、重要な投資、合併、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更、事業譲渡、業務提携、事業再編、その他これらに準じる行為等を含むがこれらに限らない。なお、甲及び乙それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすかどうかは、株式会社東京証券取引所の諸規則に基づき適時開示が必要となるかどうかを基準とする。）を、相手方当事者の事前の書面による同意なくして行わないものとする。但し、本締結日以前に公表済みの行為はこの限りではない。

### 第9条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

第10条（本合併後の主要事項）

1. 本合併会社の代表取締役の構成は、以下のとおりとする。  
代表取締役会長：乙が本効力発生日前に指名する者1名  
代表取締役社長：甲が本効力発生日前に指名する者1名  
代表取締役専務：乙が本効力発生日前に指名する者1名
2. 本合併会社の取締役は12名（甲が本効力発生日前に指名する者6名（うち社外取締役2名）、乙が本効力発生日前に指名する者6名（うち社外取締役2名））、監査役は6名（甲が本効力発生日前に指名する者3名（うち社外監査役2名）、乙が本効力発生日前に指名する者3名（うち社外監査役2名））とする。
3. 本合併会社には、取締役会、監査役会、会計監査人を置く。
4. 本合併会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（合併条件の変更・解除）

本締結日から本効力発生日に至るまでの間において、（ ）天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態や経営状態に重要な変動が生じた場合、（ ）本合併に重要な影響を及ぼすと合理的に考えられるその他の事由が生じ又は判明した場合、又は（ ）その他の事情により本合併契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は、本合併契約書を解除することができる。

第12条（合併契約の効力）

本合併契約書は、本効力発生日の前日までに、（ ）第5条に定める甲及び乙の本株主総会の承認を得られなかった場合、又は、（ ）本合併に必要な法令に定められた関係官庁の許認可又は承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第13条（誠実協議）

本合併契約書に記載のない事項及び本合併契約書の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、取り決めるものとする。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本合併契約書は日本法に準拠する。
2. 本合併契約書に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所をその第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

2015年3月31日

甲：東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
片倉チッカリン株式会社  
代表取締役社長 野村 豊

乙：東京都千代田区一番町23番地3  
コープケミカル株式会社  
取締役社長 小池 一平